

旅行業法等の世界主要国(州)の旅行法制度比較表【法律編】

(2013.7.29日現在)

【参考資料F】

法務:服部

	Q1(許認可事業)	Q2(取締法の有無)	Q3(旅行業の定義)	Q4(素材販売も旅行業か)	Q5(旅行の種類)	Q6(旅行会社の区分)	Q7(営保金制度)	Q8(営業要件)	Q9(法の罰則規定の有無)	Q10(手配代行行為も旅行業か)
日本	旅行業を営む者は国(県)の登録が必要。旅行業法により規制を受けている。	あり。ある行為が旅行業にあてれば旅行業法が適用、法違反の際は刑事罰又は行政処分の対象となる。	①報酬を得て②運送・宿泊機関等と旅行者の間に入り旅行者が行うサービスの提供を受けれるように手配する③事業	はい。専ら運送機関の代理店として航空券・乗車船券を販売する以外は、旅行業となるので登録が必要。(旅行業法による規制を受ける。)	「海外旅行」「国内旅行」「企画旅行(募集型・受注型)」「手配旅行(契約)」に分類されこれを基に業務範囲・業者区分・営保金の金額が決まる。	1種旅行業・2種旅行業・3種旅行業・地域限定旅行業・旅行業者代理業に分かれ規制の範囲もこれらの区分によって異なる。	国の制度として存在する。最低供託額は1種7000万・2種1100万・3種300万・地域限定100万(保証社員はこの20%)を供託(納付)要。	①登録取得 ②管理者の選任 ③営保金供託 ④営保金以外に登録(新規・更新)時に一定の基準資産額必要	ある。旅行業法違反の際は刑事裁判を通じて懲役刑・罰金刑に処す旨の定めあり。また、観光庁による登録取消・業務停止等の行政処分に処せられる制度あり。	いいえ。国内外の旅行会社(業者)から手配を受けてその会社(業者)のために手配を行うことは直接、旅行者との間に契約関係は発生しないということで日本では旅行業法にて、旅行業務に該当しないとのことで旅行業法や同約款の適用はない。(日本のみの制度)
英国	いいえ。許認可事業ではない。だが、取扱う旅行商品により資格の取得又は消費者保護法からの観点から規制がなされる。	ある。航空旅行を扱う旅行会社は英国運輸省民間航空管理局の「ATOL」の規制を受ける。又パック旅行の場合ABTA作成の「パック旅行規則」が適用。	ない。ただ、「パック旅行」の定義はEC指令に基づき英国の「パッケージ旅行規則」に定めがある。	いいえ。ただ航空券を取扱う場合も規制の対象となる。なお、素材販売部分にも弁済制度を適用しようとする動きもある。	1. パック旅行 2. 「ATOL」資格の下での航空券販売	1. ツアーオペレーター(「オーガナイザー」と呼ばれパック旅行を企画・主催する旅行会社)2. トラベルエージェント(「リテラー」と呼ばれパック旅行を販売する会社)に区分	ある。「ATOL」資格旅行会社にもある。	「ATOL」資格については、加盟時・更新時・財務基準等の要件がある。	ある。「ATOL」資格については、除名されることがある。(罰則規定はない。)	はい。現在の「英国パッケージ旅行規則」第3条の定めにより、EU域内で販売されるパッケージ旅行については、「英国パッケージ旅行規則」の適用がある旨定められていることから、EU域内で販売されるパッケージ旅行については、誰から依頼を受けても手配の内容が「パック旅行」としての要件が満たされていれば、オペレーター業は旅行業になる。
イタリア	はい。各地域の旅行業に関する法に基づき各県に申請し旅行業資格の取得要	あり。各地域の旅行業に関する法に違反した場合には行政処分の対象になる。	ある。「旅行者の代わりに旅行素材の手配を行うこと。パック旅行の販売を行うこと。その双方を行うことを業とすること。」とある。	はい。素材単品販売でも旅行業の対象になり、規制の対象になっている。	「素材販売」でも「パック旅行」でも旅行業。ただ、旅行者との取り決めは「パック旅行」の場合は更に細かな条件がつけられる。	2種類ある。A種・個人又は団体のためにパック旅行を実施。B種・公共交通機関のチケットの販売のみ。の2種類に分かれている。	ある。約220万円相当です。	主な要件は、営業保守金を納めていること等がある	ある。法律に違反した場合には行政処分としての制裁がある。	はい。オペレーター業も旅行業という扱いになる。
ドイツ	いいえ。ドイツではイタリア・スペイン・オーストリア・デンマーク等と異なり許認可事業ではない。誰でも旅行会社を設立できる。	ない。EC指令を基に「ドイツ民法」の中に旅行契約部分につき細かな定めがある。	ない。旅行業とはという定義はないが、「パック旅行」とは何か「パック旅行を主催する者」=「オーガナイザー(旅行主催者)」という定義はドイツ民法等にある。	いいえ。ただし、素材販売部分にも弁済制度を適用しようとする動きもある。	「パッケージ旅行」としての旅行	1. ツアーオペレーター(「オーガナイザー」と呼ばれパック旅行を企画・主催する旅行会社)2. トラベルエージェント(「リテラー」と呼ばれパック旅行を販売する会社)に区分	ある。旅行業協会(DRV)で対応	旅行業協会(DRV)加入のための要件がある。	ある。ドイツ民法(私法)の中で違反の際は損害賠償請求の権利が消費者に与えられるという意味で、「ある」といえる。	はい。オペレーター業もパック旅行の要件を満たせば旅行業という扱いになる。
米国 (ハワイ州)	はい。2年一度州への登録が必要。	あり。CHAPTER 468Lという法律の中でTRAVELAGENCIESに対する定めがある。	ある。「旅行サービスを購入手続きと旅行サービスを提供する人の仲介役」とある。468L-1 definitionsの項の「Travel agency」に記載されている。	はい。CHAPTER 468Lに「Travel services」の定義が記されており、その中で「運送・宿泊素材の販売」も含まれている。	CHAPTER468Lにてチャーターのみ特別な定めになっている。	ない。旅行会社の区分はなし。	ない。ただし、旅行者から受取った金銭を専用の口座に一定期間保存する制度がある。(468L-5 Client trust accounts の項を参照)	ハワイ州の登録を受ける以外なし。	ある。CHAPTER468L-5.6 参照	はい。オペレーター業も旅行業という扱いになる。
豪州	はい。許認可事業です。1980年後半に制定された旅行業法があり、同法によって規制を受けている。	あり。	ある。パッケージツアー形式の「国内旅行」「国外旅行」「訪豪旅行」がある。素材単品販売は州によっては旅行業にはならない。	NSW州では単品販売は旅行業に該当しない。しかしQLD州では単品販売を旅行業の例外にしている。これを基に業種(1・2種)が分かれている。	「OUT(海外)旅行」「国内旅行」「IN(訪豪)旅行」に分類され、これを基に業種(1・2種)が分かれている。	<1種>①OUT(海外)の手配・実施②国内旅行の手配・実施③IN(訪豪)の手配・実施<2種>①国内旅行の手配・実施<除外>①日帰旅行②乗車券等販売・年売上500万円以下)	ある。(廃止に向けて協会と政府で進行中)旅行業開始時約200万円、毎年更新時約20万円(返金制度なし)。旅行者に業者倒産時にも対応可能は保険の加入を推奨中。	ある。	はい。	
中国 ※	はい。国家旅遊局の認可後中国工商局の登録が必要。中国旅遊法、旅行社管理条例等多くの管理規定に基づき規制されている。	あり。旅行社管理条例によれば罰金の最高額は日本円換算650万円である。罰金の額及び種類は日本以上である。	ある。新法では「国内又は(国内で組織されて)国外への観光休暇や娯楽とする旅行活動及びこれに関連するサービス(宿泊の手配のみ、航空券の手配のみ)を提供する経営行為」をいう。	はい。2013.10.1日施行予定の「中国旅遊法」の旅行業の定義の中の「関連サービス」にあたるので旅行業になる。	5つある。1. 国内旅行 2. 入国旅行 3. 出国旅行 4. 辺境旅行(隣接国への短期旅行) 5. その他の旅行(商務・会議・展示会等)である。	「国際旅行社(中国公民・外国籍公民に対する旅行業務が可)」「国内旅行社(中国公民のみに対する旅行業務)」に分かれる。	ある。旅行社区分に応じた額も異なる。	国家旅遊局及び中国工商局の認可・登録が前提。他にも固定した経営場所、法定資本金額、必要な管理経営者、ガイド規定等多くの要件がある。	あり。旅行社管理条例によれば罰金の最高額は日本円換算650万円とある。罰金の額及び種類は日本以上である。新法では以下のことを禁止し、違反した場合の多額の罰則規定を設けている。ア)低価格を売りにしたツアーの参加者の募集 イ)みやげ物購入場所の指定 ウ)観光ガイドの正式雇用 等。	はい。日本のように旅行会社からの依頼を受けたホテルや運送機関の手配は旅行業務にならないという定めはない。誰から手配依頼を受けてもその手配行為は旅行業になる。
香港	いいえ。	いいえ。2015年に業法できる模様。			1. 入国旅行 2. 出国旅行に分かれている。	「入国旅行・出国旅行」ができるか否かの区分	ない。	最少約650万円の資本金・事務所の独立・一定に経験ある管理者の選任等		
北マリアナ諸島	いいえ。許認可事業ではない。	ない。ただバスの運転手に対し厳しい規制がある。	IATA/AGTのことをT. Aと呼んでいる。				ない。	ビジネス登記だけでいい。		はい。ビジネス登記が必要。

Q1 「旅行ビジネスは貴国(地域・都市)では許認可事業か」: Q2 「貴国(地域・都市)では、旅行ビジネスを規制しかつ違反業者を取締るための法律(条約・条例等)は存在するか」: Q3 「Q2でYESの場合、旅行ビジネス(旅行業)の定義は何か」  
 Q4 「Q2でYESの場合、宿泊または運送の素材の単品のみを販売する行為も法によって規制の対象になりますか」: Q5 「Q2でYESの場合、旅行の種類が分かれていますか」: Q6 「Q2でYESの場合、旅行会社の区分はありますか」  
 Q7 「消費者保護のための「営業保証金制度」は存在しますか」: Q8 「旅行ビジネス(旅行業)を行うにあたっての要件は何ですか」: Q9「Q2でYESの場合、罰則規定はあるか」: Q10 「日本の旅行者からの依頼で運送・ホテル等を手配することは旅行業にあたるのか」

(調査協力: 広島大学法学部高橋弘教授: (株)ジャパパック / (株)ミキ・ツーリスト 他 / 調査実施日: 2013.2~ )

※ 中国では2013.10.1日に新法「中国旅遊法」が施行されるので、相当部分はこの法律に基づき調査した。(一部は現行の「中国旅行社管理条例」に基づき調査した。)

世界主要国(州)の旅行法制度比較表 【約款編】

(2013.7.16日現在)  
(2014.2.3一部修正(緑文字))

	Q1(約款等は存在するか)	Q2(約款内容の自由性)	Q3(約款上の旅行の定義)	Q4(特別補償制度)	Q5(旅程保証制度)	Q6(旅行会社の責任)	Q7(取消料規定)
日本	はい。旅行契約の種類に応じて5種類の約款が存在する。	いいえ。国の認可が必要。実態は国が標準約款を作りそれを旅行業者が使用しているのが実態。	募集(受注)型企画旅行、手配旅行契約、旅行相談契約、渡航手続代行契約、それぞれにつき約款に定めあり。	ある。企画旅行を実施した旅行業者は、旅行業者の責任の有無にかかわらず、企画旅行に参加中の旅行者が一定の損害を被れば死亡補償金等の支払いを要する。	ある。企画旅行に参加中、ホテル・運送機関等が座席・部屋等に不足を発生させたことなどで、重要な契約内容の変更が起きたときは旅行業者が変更補償金を支払うことになる。	旅行業者に手配完成義務、旅程管理義務、安全確保義務(判例)違反がない限り損害賠償義務はない。サービス提供機関の過失による損賠につき一次責任も負わない。	いいえ。約款の定めに従う。約款の定めを超えた取消料收受を行うときは約款自体の国の認可取得が必要。
英国	はい。パッケージ旅行につき存在します。	いいえ。約款に織り込む内容は、「英国パッケージ旅行規則」で定められている。	EC指令を基に、「英国パッケージ旅行規則」で定められ約款にも同じ定めがある。つまりパッケージ旅行とは①旅行素材の複合性②包括料金制③旅行期間が24時間を超えるものと定められている。	ない。旅行者には保険加入を勧めている。	なし。だが、サービスの不履行、完全でない履行の際は補償を求められる制度がある。	原則、運送・宿泊等のサ・提供機関に過失があつて損害を与えた場合でも、バック旅行を実施した旅行会社が賠償し、その後サ・提供機関に求償することになっている。	はい。「英国パッケージ旅行規則」の中でもこうしろという定めなし。各社が決めている。
イタリア	はい。イタリア国内及び国外において旅行サービスを提供するには政令によって定められた約款が存在する。	いいえ。政令によって定められた旅行業基本旅行規則に則った約款を使用しなければならない。	EC指令を基に、「英国パッケージ旅行規則」で定められ約款にも同じ定めがある。つまりパッケージ旅行とは①旅行素材の複合性②包括料金制③旅行期間が24時間を超えるものと定められている。	ない。旅行会社が強制的に加入させられる賠償責任保険で消費者に補償する制度がある。	なし。例えばホテルがO/Bを発生させた場合には、旅行会社は、同レベルの別のホテルに部屋を確保する義務があるがこの場合も部屋の確保をもって完了する。	旅行者から素材を指定されて手配を受けたときは旅行会社に責任なし。ただ旅行会社がバック旅行等で素材を選定していたときには、一次責任は旅行会社にある。	いいえ。取消料は政令に基づき約款にて定めたものに準拠する。
ドイツ	はい。旅行業協会(DRV)が公正取引委員会の審査を得て定めた旅行約款(ARB)がありこれを多くの旅行会社が使っている。	はい。DRVは2010年改正のDRV作成約款を使用するよう推奨している。自由に定めた約款使用も可だがこの場合、消費者団体による集団訴訟提起のリスク大。	EC指令を基に、「英国パッケージ旅行規則」で定められ約款にも同じ定めがある。つまりパッケージ旅行とは①旅行素材の複合性②包括料金制③旅行期間が24時間を超えるものと定められている。	双方ともない。2010改正約款の内容は以下の通り。重要な指摘の後は①契約の締結・旅行者の義務②支払い③旅程の変更④旅行代金引上げ⑤旅行開始前の旅行者の解除・取消料⑥予約変更⑦利用不可のサービス⑧最少人員未達の解除⑨解約⑩旅行者の協力義務⑪瑕疵通知⑫責任制限⑬航空会社情報提供⑭旅券・査証・衛生⑮裁判管轄⑯手荷物損害⑰請求権の排除 等から成る。	非人身損害についての損害賠償額は旅行代金の3倍以内(又は4100ユーロの低い額)に制限される。1次責任制度があるが求償可能。	いいえ。2010年改正約款ではバック旅行につき①Charter便利用②定期便利用③船④バス⑤鉄道⑥休暇用住居⑦その他に分かれ日本同様解除日に応じて定め有り。ただ具体的な数字までは約款では決まっていない模様。	
米国 (ハワイ州)	いいえ。存在しません。		ない。	ない。	ない。	CHAPTER 468Lにて、消費者の権利に関する規定があり、この権利に対し旅行会社が応じないでその結果消費者に損害を与えたときは、消費者に訴訟提起の権利発生。	はい。ホテル・航空会社等が定める実額をベースに会社が個別設定している。
中国	はい。その約款は全て国の認可を得て統一した見本を使っているのが現状。	いいえ。国の認可を要します。実態は国が定めた約款を使っている。	出境旅行契約・入境旅行契約の定義が約款で定めている。	ない。一定の損害については旅行会社の旅行会社責任保険で対応している。(旅行会社に意外保険付保原則義務化)	ない。	サービス提供機関が負うのが原則。ただし、旅行契約の主体が旅行会社の場合一次責任を負うこともあるがこの場合、サービス提供機関に求償できる旨の定めあり。	はい。約款によって決まっているが、それぞれの旅行サービス提供会社が決めた規則によることもある。
香港	会社独自で決めた旅行条件がある。	会社独自で契約内容を定められる。	ない。	ない。	ない。	原則サービス提供機関が負う。	はい。会社が自由に決められる。
北マリアナ諸島	会社独自で決めた旅行条件がある。	会社独自で契約内容を定められる。	ない。	ない。	ない。	直接は負わない。車のときは車両会社が負う。	はい。会社が自由に決められる。
<p>Q1「約款(旅行規則)等は存在するか」: Q2「約款の内容は会社が自由に定められるのか」: Q3「約款で言う旅行の定義は何か」:                  Q4「特別補償制度はあるか」Q5「旅程保証制度はあるか」: Q6「旅行サービス提供機関が旅行者に損害を与えた際の旅行会社としての責任は(一次責任は)」                  Q7「取消料規定は各旅行会社が自由に決められるか」</p>							



比較項目	現行EC(U)指令上の要旨(和訳)**	EC(U)指令反映の「英国パッケージ規則(和訳)」	日本の旅行業法・旅行業約款上の規定の要旨
1. パッケージ旅行の定義	<p>** 2013.7.9に[EU指令改正案]が「EU委員会」から「EU議会」等に提出された。</p> <p>(1) 包括料金で販売される。                      (2) 旅行時間が24時間を超えるか又は宿泊を伴うもの                      (3) 事前到手配された以下の要素のうち2つ以上の組合せがあるもの ①運送機関 ②宿泊機関 ③その他の旅行素材                      で当該パッケージにおいて重要な部分を構成するサービス                      (第2条第1項)</p> <p>** 改正案では、顧客のオンライン注文によるパッケージツアーも入るとしている。</p>	<p>「パッケージ旅行」の定義は、左記(EC指令)と同じ。                      なお現在の「英国パッケージ規則」では、第3条で「英国パッケージ旅行規則の適用の範囲」という項目があり、その中で「本規則は、EU域内で販売、又は販売のために提供されるパッケージに適用する。」と定められている。                      (当初は、「EU域内」の表現は「英国領土内」であったがその後表現が改正された。)                      (第2条第1項、第3条第1項)</p>	<p>(1) 旅行素材に対する旅行者による仕入性・値付性があること。                      (2) 旅行者による日程・目的地・旅行サービス・対価に対する計画性がある。                      (3) 参加する旅行者の募集を行うこと。(募集型企画旅行)                      (4) 旅行者からの依頼に基づき計画すること。(受注型企画旅行)                      (法第2条第1項第1号・同2号)</p>
2. 「オーガナイザー」「リテラー」「消費者」の定義	<p>(1) 「オーガナイザー」・・・パッケージ旅行を主催し、直接又はリテラーを通じて販売又は販売のために提供する者をいう。                      (2) 「リテラー」・・・オーガナイザーによって作られたパッケージ旅行を販売又は販売のために提供する者をいう。                      (3) 「消費者」・・・                      ア) パッケージ旅行を購入する者(契約者)                      イ) 契約者が代表してパッケージ旅行を購入し、そのパッケージ旅行の旅行サービスを受領する者(受益者)                      ウ) パッケージ旅行の譲渡を受けた者(譲受人) (第2条第2・3・4項)</p>	<p>(1) 左記に同じ。                      (2) 左記に同じ。                      (3) 左記に同じ。</p>	<p>現在の旅行業法及び約款では、「消費者＝旅行者＝旅行契約締結の当事者＝旅行サービス受益者」という概念しかない。しかし、現実論として旅行者における旅行契約の締結の相手方を企業等の法人とし、旅行サービスは、消費者(旅行者)が受けるという訪律構成もあり得る。</p>
3. パンフレットへの記載事項	<p>(1) 消費者に提供するパッケージの内容、価格及び契約条項に係る説明において、誤解を生むような情報を記載してはならない。                      (2) 消費者向けのパンフレットには読みやすく、分かり易くかつ正確に「価格と以下の情報」を記載すること。                      ①目的地とそこに至る交通機関の種類と特徴                      ②宿泊施設(種類・所在地・快適さ度合・主たる特徴・法規による認可や格付け ③食事プラン ④旅行日程 ⑤旅行や滞在に必要な旅券・査証・保健衛生手続きに関する一般情報                      ⑥前金額・残金支払い期限等                      ⑦最少催行人員有無・未達のときの催行中止通知期限                      (3) パンフレットの記載される個別条項は一定の場合を除き、旅行者(オーガナイザー)又は受託旅行者(リテラー)を拘束する。                      (第3条第1・2・3項)</p>	<p>(1) 概ね左記と同じ。「・・・誤解が生じるような表現や説明を含む配布物を消費者に提供してはならない。(第4条第1項)                      上記(1)に違反した場合、オーガナイザー又は旅行主催者又は賠償する責を負う。                      (第4条第2項)                      (2) 左記に同じ。パンフレットに記載すべき事項は「付属書1」に記載することになっている。なお付属書には、左記①～⑦以外に                      ⑧出発時・帰国時に消費者が遅刻した場合に適用する措置                      ⑨破産した場合に、消費者が支払った金額を返済する保証、帰国させる保証の措置 についても記載要となっている。                      (第5条第1項及び付属書1)</p>	<p>(1) 「広告された旅行に関するサービスの内容・・・について著しく事実と相違する表示をし又は実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。」と定められている。(法第12条の8)                      (2) 取引条件説明書面の記載事項は、契約規則第5条にて20項目を超える事項の記載が義務付けられている。                      (3) 広告の表示基準を守らなかつたり誇大広告を行った者には罰金刑に処する旨の定めあり。(法31条)</p>
4. 旅行契約内容の変更以外の理由で旅行代金の変更が認められるとき	<p>以下のものの変動があったとき                      (1) 運送機関の運賃(燃料代含む。)                      (2) 空港等での着陸税等の税金、手数料                      (3) 特定のパック旅行に適用される為替相場 (第4条第4項a)</p>	<p>左記と同じ。</p>	<p>(1) 適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等において、通常想定される程度を超えて増額又は減額される場合                      (2) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を記載した場合において利用人員が変更になったとき                      (募約款第14条第1項・同第5項)</p>

<p>5. 旅行業者の責任 (1) 原則</p>	<p>①(リテラー)自身が行うか、他のサービス提供者に委託して行うかを問わず旅行主催者又は受託旅行業者が責任を負う。ただし、旅行主催者又は受託旅行業者が他のサービス提供者に対して求償する権利は損なわない。(第5条第1項)</p> <p>②契約の不履行によって旅行者に生じる損害につき、その原因が旅行主催者もしくは受託旅行業者又はサービス提供者のいずれの者が責を負う。(第5条第2項)</p>	<p>①②左記に同じ。</p>	<p>①旅行業者又は手配代行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を任じる。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に旅行業者に対して通知があったときに限る。(募約款第27条第1項)</p> <p>②手荷物について生じた上記①の損害については、損害発生の日から起算して国内旅行にあつては14日以内に、海外旅行にあつて21日以内に当社に対して通知があったときに限り旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く。)として賠償します。(募約款第27条第3項)</p>
<p>(2) 免責事由</p>	<p>契約の全部又は一部の不履行によって消費者に生じる損害については、その原因が以下の場合には、オーガナイザー又はリテラーは賠償を免れる。</p> <p>①契約不履行の原因が消費者にあるとき。</p> <p>②同、旅行サービス提供者とは無関係の第三者にあつて、オーガナイザーが予測できず、かつ回避できない理由があるとき。</p> <p>③第4条第6項b)に定義した不可抗力又はオーガナイザーもしくはリテラー又は他のサービス提供者が十分な注意を払っても予測しても回避できなかった事態によるとき。</p>	<p>左記に同じ。(第15条第2項)</p> <p>①左記に同じ。(第15条第2項)</p> <p>②左記に同じ。(第15条第2項)</p> <p>③左記に同じ。(第15条第2項)</p>	<p>旅行業者又は手配代行者側に故意過失がある場合を除き、旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止。官公署の命令その他の旅行業者又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、その損害を賠償する責任を負わない。(募約款第27条第2項)</p>
<p>(3) 旅行者への援助</p>	<p>上記(2)－②及び(2)－③に該当する場合であっても困難な立場に陥った旅行者に直ちに救援の手を差し伸べなければならない。</p> <p>(第5条第2項)</p>	<p>左記に同じ。(第15条第7項)</p>	<p>旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは必要な措置を講ずることがある。これが旅行業者の責に帰すべき事由によるものでないときは、措置に要する費用は旅行者の負担とする。(募約款第26条)</p>
<p>(4) 国際協定がある場合の賠償限度額の設定</p>	<p>旅行サービスの提供の不履行又は不完全履行による損害についてEC(U)加盟国は当該旅行サービス提供を支配する国際条約に従って、損害賠償限度額を定めることができる。</p> <p>(第5条第2項)</p>	<p>左記に同じ。(第15条第3項)</p> <p>参考までにドイツの場合は、ドイツ旅行業協作成の2010年版の旅行業約款では、旅行代金の3倍を限度とする旨の定めがある。</p>	<p>規定なし</p>
<p>(5) 身体損害以外の損害に係る賠償限度額</p>	<p>旅行サービスの提供の不履行又は不完全履行による旅行者の身体の傷害以外の損害について、その理由に正当性がある場合、加盟国はその賠償の限度額を定めることを認めることができる。</p> <p>(第5条第2項)</p>	<p>左記に同じ。(第15条第3項)</p> <p>参考までにドイツの場合は、ドイツ旅行業協作成の2010年版の旅行業約款では、旅行代金の3倍を限度とする旨の定めがある。</p>	<p>手荷物について生じた損害については、旅行者1名につき15万円を限度として賠償する。</p> <p>(国内旅行については損害発生の日から14日以内、海外旅行については、同21日以内に旅行業者に対して通知があったときに限る。)</p> <p>(募約款第27条第3項)</p>

6. 特別補償	規定なし。	規定なし。	<p>①身体損害</p> <p>ア)死亡・・・1500万円(国内) 2500万円(海外)</p> <p>イ)後遺障害・・・上記が限度</p> <p>ウ)入院見舞金・・・入院期間に応じて2-20万円(国内) 4-40万円(海外)</p> <p>エ)通院見舞金・・・通院日数に応じて1-5万円(国内) 2-10万円(海外)</p> <p>(約款特別補償規程第6条から第9条及び第19条)</p>
7. 旅程保証	規定なし。	規定なし。	<p>別表で定めた重要な契約内容の変更の発生の際は旅行代金の1%から最大15%以上の旅行業者が定めた率の変更補償金を支払う。(募約款第29条)(受約款第30条)</p> <p>(なお、重要な契約内容の変更の原因は、旅行業者に故意・過失がなく、主に旅行サービス提供機関の座席・部屋等に不足状態(いわゆるオーバーブック状態)が発生したことによる。)</p>
8. 倒産時等の旅行代金	消費者が支払った代金の返済又は旅行先から帰国させる旨の証明要(第7条)	左記を基に以下にて詳細の定めあり。第16条(破産に際しての保証)第17条(保証契約)、第18条(認可団体が自ら基金制度又は保険契約を有する場合の保証)、第19条(保険契約)、第20条(払込金の供託)及び第21条(営利事業でない場合の払込金の供託)等において、全額還付を目的とした詳細規定が定められている。	<p>旅行業者等と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によって生じた債権に関し・・・当該旅行業者が供託している営業保証金についてその債権の弁済を受ける権利を有する。(法第17条)</p> <p>また、同趣旨による「弁済業務保証金の還付」の定めがある。</p> <p>(法第22条の9)</p>